平成２３年（フ）第２４５号
兵庫県伊丹市北本町３丁目235番地２　ラド・デル・リオ601号、前住所兵庫県伊丹市東有岡３丁目60番地４
債務者　スターオートスタジオこと　松浦　秀樹
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２６５号
奈良市左京２丁目２番地の227　13―102
債務者　木野　博子
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２３３号
徳島県徳島市雑賀町北開西33番地の６
債務者　芝原　義武
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２３４号
徳島県徳島市雑賀町北開西33番地の６
債務者　芝原　宏子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２３５号
徳島県板野郡北島町中村字東開39番地
債務者　野口　幸子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２７４号
徳島県阿波市土成町高尾字はざま41番地３、旧住所徳島県吉野川市川島町桑村1219番地
債務者　川村　靜夫
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２８０号
徳島県板野郡藍住町住吉字若宮24―１　レオパレス若宮110号室
債務者　上田井敬治
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２８７号
徳島県名西郡石井町高川原字高川原231―18―25号、住民票上の住所徳島県美馬市脇町拝原1243番地８
債務者　山中　広樹
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５８号
高知県四万十市右山351番地３　西南マンション８号
債務者　井村　宏平
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで　高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第６２号
兵庫県南あわじ市賀集福井14番地31
債務者　榎村とし子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第７２号
佐賀県唐津市和多田本村１番18号
債務者　脇山　春二
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第２１１６号
名古屋市港区春田野１丁目2811番地　ラルジャンＣ館201号
債務者　西川　真弓
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２４号
神奈川県横須賀市長坂４丁目１番Ａ―508号
債務者　相川　マリアラアイデ
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２２６号
神奈川県横須賀市東逸見町２丁目49番地
債務者　宮内　秀治
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２２７号
神奈川県横須賀市東逸見町２丁目49番地
債務者　宮内　直美
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２３０号
神奈川県横須賀市岩戸３丁目４番１号　カームハイツ202
債務者　比嘉　千晴
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第３３７号
青森市金沢２丁目11番21号
債務者　神　　千晶
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで　青森地方裁判所民事部破産係